

「官民による若手研究者発掘支援事業における研究開発テーマの
実用化に向けたマッチング支援・情報発信業務」に係る公募要領

(2020年2月3日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
イノベーション推進部

「官民による若手研究者発掘支援事業における研究開発テーマの実用化に向けた
マッチング支援・情報発信業務」に係る公募について
(2020年2月3日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、下記事業の実施者を一般に広く募集いたしますので、本事業について受託を希望される方は、本要領に従いご応募ください。

1. 件名

「官民による若手研究者発掘支援事業における研究開発テーマの実用化に向けた
マッチング支援・情報発信業務」

2. 業務内容

「官民による若手研究者発掘支援事業」（別紙 基本計画参照）では、目的指向型の創造的な基礎又は応用研究を行う若手研究者を発掘、支援することにより、次世代のイノベーションを担う人材を育成するとともに、若手研究者と企業との共同研究等の形成を促進し、我が国における新産業の創出に貢献することを目的として、産業技術分野及びエネルギー・環境分野の研究開発を助成します。

本事業では、上記、助成事業に係る大学、公的研究機関等（以下「大学等」という。）と企業が共同研究等を実施するためのマッチング支援を行います。具体的には、大学等からの研究開発提案に対して、企業からの関心事項を引き出すためのマッチングイベントの開催、企業からの関心事項の取りまとめ、大学等の研究成果を関心企業へフィードバック、大学等の研究成果に対する企業へのヒアリング等により、助成事業者である大学等と企業との共同研究を進めるための機会の提供を行います。

これらの業務の実施にあっては、各地域における大学等と企業との連携、情報交換を促進するため、全国を6ブロック（別紙 仕様書参照）に分け、各ブロックにおいて下記の業務を実施します。なお、事業の実施にあっては、適宜NEDOと相談の上進めることとします。

（1）実施項目

- ① マッチングイベント業務
 - a. マッチングイベントの開催
 - b. イベントを活用した情報収集

- ② マッチング支援業務
 - a. 企業の関心事項の取りまとめ

- b. 実用化検討書（別紙 仕様書参照）を提出した企業との連絡調整業務
- c. 伴走型の研究者フォローアップ支援

③ その他

- a. 情報の共有
- b. 人材の確保
- c. NEDOが実施する会議、イベント等への参加

（2）報告書の取りまとめ

3. 応募条件

次のaからeまでの全ての条件を満たすことのできる、単独ないし複数で受託を希望する企業等とします。なお、応募にあっては、全体提案の他、各ブロック単位での提案を最小単位の提案とし、1ブロックでも複数ブロックでの提案でも可とします。

但し、関東ブロックを含む提案には全国（全ブロック）の統括業務（情報発信、情報収集、イベント開催、イベントでの相談実施状況等の取りまとめ）を必須とします。また、その他ブロック単位での提案にあっては、全国（全ブロック）の統括業務をどのようにするのか、他のブロックと具体的にどのように連携し事業を進めていくのか、ブロック単位で提案する優位性等を記載してください。

- a. 各ブロックにおける企業、大学等の情報に精通していること。また、各ブロックにおいて、企業、大学等のマッチング支援等を行った実績があること。
- b. 当該事業の遂行に必要となる組織、人員等を有していること。
- c. 当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- d. NEDOが事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。
- e. 個人情報を提供するにあっては、個人情報保護の観点から、個人情報の取り扱いに関する社内規程等が整備されていること。

4. 事業実施期間

NEDOが指定する日から2022年3月31日

但し、契約期間は1年とし、事業実施期間中の中間評価により、事業の延長、事業計画の見直し又はその後の事業の中止を行う場合があります。

5. 予算額

総額：40,000万円（各年度20,000万円程度）を上限とします。

また、ブロック単位での提案の場合、各ブロックにおいて想定している予算額は以下のとおり（各ブロックにおける予算額の中には、各ブロック内で開催するイベントの費用を含む）。

- ・北海道・東北ブロック：4,000万円（各年度2,000万円程度）
- ・関東ブロック：14,000万円（各年度7,000万円程度）
- ・中部ブロック：6,000万円（各年度3,000万円程度）
- ・近畿ブロック：8,000万円（各年度4,000万円程度）
- ・中国・四国ブロック：4,000万円（各年度2,000万円程度）
- ・九州・沖縄ブロック：4,000万円（各年度2,000万円程度）

6. 提案期限及び提出先

（1）提出期限

2020年3月3日（火）正午必着

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDOウェブサイトにてお知らせいたします。

なお、メール配信サービスに御登録いただきますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを随時メールにてお送りいたします。ぜひ御登録いただき、御活用ください。

メール配信サービスの御登録：<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

（2）提出先

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

イノベーション推進部 佐久真、赤木、藤山

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー20階

※持参の場合は、16階「総合案内」で受付を行い受付の指示に従ってください。

（3）提出方法

a. 応募者は別紙「提案書類作成要領」に従い提案書類を作成し、本要領「6. 提案期限及び提出先」に基づいて御提出ください。なお、FAX及びE-mailでの提案書類の提出は受け付けられません。

b. 次の公募関連書類がダウンロードできますので、御参照ください。

・仕様書（PDF）

・提案書類作成要領（PDF）

・調査委託契約書（案）（本公募用に特別に掲載しない場合は、「調査委託契約標準契約書」を指します。）

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>

7. 説明会の開催

本事業の内容、応募の手続き等について、公募説明会を下記日程で開催いたします。応募を希望される方は、可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。

また、公募説明会に出席を希望される方は、NEDOウェブサイトから事前登録をお願いいたします。

<説明会の日時、会場>

日時：2020年2月7日（金）13時30分～15時00分

会場：神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー5階

Kawasaki-NEDO Innovation Center (K-NIC)

<https://www.k-nic.jp/access/>

TEL：044-201-7020

上記の他にも、公募説明会を複数回開催いたします。詳細はNEDOウェブサイトに掲載しますので、ご確認ください。

8. 委託先の選定

（1）審査

以下の審査基準に基づき提案書類を審査します。なお、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

（2）審査基準

- a. 事業の目標がNEDOの意図と合致していること。
- b. 事業の方法、内容等が優れていること。
- c. 事業の経済性が優れていること。
- d. 当該事業に関する実績を有すること。
- e. 当該事業を行う体制が整っていること。
- f. 経営基盤が確立していること。
- g. 当該事業等に必要な人員等を有していること。
- h. 委託業務管理上NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

平成28年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第20条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向

けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）に対しては加点評価されることとなります。

(3) 委託先の公表及び通知

a. 採択結果の公表等

採択した案件（実施者名、事業概要）はNEDOのウェブサイト等で公開します。
不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

b. 附帯条件

採択に当たって条件（他の機関との共同で実施すること等）を付す場合があります。

9. 留意事項

(1) 提案書類について

- ① 提案に当たっては、委託予定先となる機関が複数ある場合は、その全機関が連名にて申請してください（再委託又は外注先を除く）。
- ② 連名で提案する場合は、連名して提案する機関の中からNEDOからの連絡窓口となる機関（応募連絡先の機関）を定めてください。提案書【様式1】に応募連絡先の機関が分かるように記入してください。
- ③ 本事業の一部を再委託する場合は、再委託の額の制限等、業務委託契約約款に記載の関連する条項を遵守する必要があります（再委託の額は、委託先との契約金額の50%未満になります）。

その他提案書等の作成については、別紙「提案書類作成要領」を参照して作成してください。

(2) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）について「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、当機構は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等が

あると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1：「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください。

経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※2：「補助金停止等機構達」についてはこちらを御参照ください。

NEDOウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合

i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。

ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、当機構との契約締結や補助金等の交付を停止します。

（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大6年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）

iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、当機構の事業への応募を制限します。

（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1～5年間の応募を制限します。また、私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。）

iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にもi～iiiの措置を講じことがあります。

v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め

別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、当機構では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(3) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、濫用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、当機構は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3：「研究不正指針」についてはこちらを御参照ください。

経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※4：「研究不正機構達」についてはこちらを御参照ください。

NEDOウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において不正行為があると認められた場合

i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。

ii. 不正行為に関与した者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。

（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間）

iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。

（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間）

iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記iiiに

- より一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じことがあります。
- v. NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310

TEL : 044-520-5131

FAX : 044-520-5133

電子メール : helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト : 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.htmlへリンク>

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

(4) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、採択決定後、別紙「契約に係る情報の公表について」のとおり、NEDOとの関係に係る情報をNEDOのウェブサイトで公表することがございます。御理解と御協力のほどよろしくお願ひいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。

(5) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外汇貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制※が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。
※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。
- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受け入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- c. 本委託事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結時において、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。なお、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。
- d. 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。
 - ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
(Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>)

- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター <http://www.cistec.or.jp/>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

10. 問い合わせ

本公募に関するお問い合わせは、下記までFAX又はE-mailにてお願いします。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

イノベーション推進部 佐久真、赤木、藤山

FAX : 044-520-5177

E-mail : wakate-2@nedo.go.jp

11. NEDO事業に関する業務改善アンケート

NEDOでは、NEDO事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。

ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO事業に関する業務改善アンケート」にて、ご意見お寄せいただければ幸いです。

https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyou.html

なお、内容については、本プロジェクトに限りません。